破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１０５号
茨城県取手市東六丁目43番15号
破産者　義村　三郎
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和６年（フ）第４０８号
茨城県水戸市双葉台１丁目17番地の５
破産者　石塚　　仁
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第６９０号
東京都小平市学園西町１丁目23番１号、破産手続開始決定時の住所埼玉県所沢市くすのき台３丁目16番地の10　サンシティ所沢２―201
破産者　水島　裕子
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２７２号
埼玉県所沢市大字南永井1084番地の２
破産者　榎本　裕之
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２４２号
川崎市高津区子母口231番地１　Ｆａｒｏ501
破産者　早野　虔一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和７年（フ）第５３号
長野県松本市波田9796番地10　Ｃ
破産者　河合　賢治
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和７年（フ）第１９０号
静岡市清水区横砂本町３―11　プロムナードカルム202号室
破産者　望月　仁志
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１４号
静岡市駿河区西島1197番地の３シーサイドヴィラＣ101、旧住所静岡市駿河区石田１丁目18番１―301号
破産者　原　　伸好
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第７０３号
岡山市東区西大寺東２丁目３―14―５　西池方、住民票上の住所岡山市北区鹿田本町４番９号（旧住所）兵庫県西宮市山口町下山口三丁目５番30号
破産者　坂東　駿佑
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和５年（フ）第２０４号
長崎県長崎市中里町2520番地
破産者　森　　陽一
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２０２号
長崎県西海市西彼町亀浦郷911番地
破産者　浦場　行博
1　決定年月日　令和８年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２６９号
茨城県つくば市花畑３丁目20番地４　ボヌール・ペイザージュ102号、前住所茨城県桜川市下泉447番地３
破産者　平石　　渉
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第３４０９号
横浜市都筑区池辺町3893番地　ルレーヴキティ201
破産者　小椋　海舟
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０１８号
横浜市都筑区折本町52番地　メゾン・ソレイユ203
破産者　福地　明彦
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６５号
広島県呉市中央３丁目３番12―601号
破産者　野口　清一
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第１３１号
徳島県徳島市国府町中493番地の１　グループホームえくせれんと国府、破産手続開始時の住所徳島県徳島市上八万町西山622番地
破産者　佐渡　善之
1　決定年月日　令和８年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部